

独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成16年度)

公表の趣旨

- 1 独立行政法人制度は、法人が自律的な業務運営を行うことを基本とする制度であり、役員
の報酬等及び職員の給与（以下「役職員の給与等」という。）については、国家公務員や民
間企業の給与、法人の業績等を考慮しつつ、各法人がそれぞれ支給基準を定めることとされ
ている。また、法人の運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点か
ら、法人の役職員の給与等の支給基準及び支給総額を公表することとされている。
- 2 総務省が定める「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与等の水準の公表方法等につい
て(ガイドライン)」に基づき、平成16年度末時点で設立されている108の法人について、
先般、各府省及び各法人が平成16年度分の役職員の給与等の水準を公表した（各府省及び
各法人のホームページ等に掲載）。本資料は、各府省及び各法人の公表内容(平成17年7月
27日時点)を総務省行政管理局において取りまとめたものである。

このような徹底的な情報開示により、各府省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評
価・独立行政法人評価委員会による法人評価の仕組みと合わせて、法人の透明性の一層の向
上及び適正で効率的な業務運営の確保に資することが期待されている。

(参考) 昨年度との変更点

- 1 昨年度の公表対象法人数は95法人であったが、独立行政法人の増加に伴い、今回の公表対象法人数は108法
人となっている。
- 2 役員の退職手当については、俸給月額に支給率を乗じた額に、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から
2.0の範囲内で決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請されていることから、新たに業績勘案率を公
表事項として追加している。
- 3 規模の大きい病院部門や教育部門を持つ独立行政法人が公表対象法人となったことから、職員給与の支給状
況の公表と給与水準の国家公務員との比較の対象として、新たに病院部門を有する法人の医師及び看護師並び
に高等専門学校教員を追加している。
- 4 給与水準の国家公務員との比較を行う際に、通勤手当を比較項目から除いている。これは、平成16年度から
国家公務員の通勤手当が6か月定期券等の価額による一括支給に変更されたこと等により、実費弁償としての
性格が強まったことを踏まえた措置である。

取りまとめの概要

1 役員の報酬（資料1）

各法人の平成16年度における常勤役員1人当たりの報酬の支給状況をみると、法人の長が18,396千円、理事が15,963千円、監事が14,064千円となっており、前年度と比較してほとんど差はみられない。

〔常勤役員の報酬の支給状況（平均）〕

	平成16年度	平成15年度	差し引き	対前年度比
法人の長	18,396千円	18,424千円	▲28千円	▲0.2%
理事	15,963千円	15,957千円	6千円	0.04%
監事	14,064千円	14,010千円	54千円	0.4%

2 役員の退職手当（資料2）

平成16年度中に退職手当の支給を受けた常勤役員は、法人の長26人、理事66人、監事21人であるが、このうち業績勘案率（各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率）の決定によって支給額の全額が確定し、同年度中にその全額が支払われた役員は、法人の長2人、理事8人、監事2人である（注1）。これらの役員に対する業績勘案率は、すべて1.0であった。

退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

（注1）「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）により、役員の退職手当の支給率に関する見直し措置が講じられ、平成16年1月以降の在職期間については、業績勘案率を乗じて支給額を計算することとされた。このため、平成16年1月以降の期間については、各府省の独立行政法人評価委員会の決定によって支給額が確定することとなる。各法人では、これより前の在職期間分の退職手当を一部支給しており、これらの支給状況については、各府省及び各法人において公表されている。

3 職員の給与（資料3）

特定独立行政法人（公務員型）の職員の給与の支給基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該法人の業務の実績等を考慮して、各法人が定めることとされている。また、非特定独立行政法人（非公務員型）の職員の給与の支給基準は、当該法人の業務の実績等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、各法人が定めることとされている。このため、各法人の給与水準は法人ごとに異なるものである。

各法人に平成17年4月1日現在在職している常勤職員の平成16年度の給与水準について、ラスパイレス指数(注2)を用いて国家公務員の給与水準と比較した結果は、次のとおりである。

〔職員の給与水準〕

	比較対象 人員数	平均年齢	年間給与額(平均)			対国家公務員ラスパイレス指数		
			16年度	15年度	差し引き	16年度	15年度	対前年度比
事務・技術職員	33,631人	43.2歳	7,323千円	7,284千円	39千円	107.1	107.4	▲0.3%
研究職員	8,177	44.3	9,058	8,995	63	103.2	102.3	0.9%
医師	4,435	45.2	12,534	—	—	113.2	—	—
看護師	25,582	39.6	5,524	—	—	98.5	—	—
高等専門学校教員	3,484	47.4	8,134	—	—	102.1	—	—

事務・技術職員及び研究職員のラスパイレス指数は、事務・技術職員107.1(前年度107.4)、研究職員103.2(前年度102.3)となっており、前年度と比較してほとんど差はみられない。

また、今年度から、国家公務員の給与水準との比較対象として、医師、看護師、高等専門学校教員を加えており、ラスパイレス指数は、それぞれ、医師113.2、看護師98.5、高等専門学校教員102.1(注3)となっている。

事務・技術職員及び研究職員について、特定独立行政法人(公務員型)と非特定独立行政法人(非公務員型)の別にみると、次のとおりである。

①特定独立行政法人(公務員型)と非特定独立行政法人(非公務員型)別の年間平均給与額

法人種別	職種	16年度	15年度	差し引き	対前年度比
特定独立行政法人	事務・技術	6,306千円	6,150千円	156千円	2.5%
	研究	9,073千円	8,965千円	108千円	1.2%
非特定独立行政法人	事務・技術	7,983千円	8,282千円	▲299千円	▲3.6%
	研究	8,982千円	9,134千円	▲152千円	▲1.7%

②特定独立行政法人(公務員型)と非特定独立行政法人(非公務員型)別のラスパイレス指数

法人種別	職種	16年度	15年度	差し引き	対前年度比
特定独立行政法人	事務・技術	94.3	92.4	1.9	2.1%
	研究	102.4	100.9	1.5	1.5%
非特定独立行政法人	事務・技術	115.2	120.2	▲5.0	▲4.2%
	研究	107.7	109.3	▲1.6	▲1.5%

事務・技術職員の年間平均給与額及びラスパイレス指数については、国の行政機関から移行したものが多く特定独立行政法人が 6,306 千円 (94.3) であるのに対し、特殊法人等から移行したものが多く非特定独立行政法人では 7,983 千円 (115.2) となっており、1,677 千円 (20.9) の差がみられる。前年度の指数と比較すると、特定独立行政法人では上昇、非特定独立行政法人では低下しており、収れん傾向がみられる。

(参考)

今年度から、ラスパイレス指数が 110 以上の法人については、給与水準が高い理由として法人が考える事項を公表することとなり、その内容を見ると、おおむね次のような理由があげられている。

- ① 国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、独立行政法人の事務所の所在地が大都市にあることが多く、物価が高い地域の職員に支払われる手当の金額がラスパイレス指数を引き上げていること。
- ② 国家公務員の学歴構成と比較して独立行政法人では高い学歴の職員が多いため、それに応じて給与の額が高くなり、ラスパイレス指数を引き上げていること。
- ③ 国の行政機関に比べて役職者比率が高いことがラスパイレス指数を引き上げていること。
- ④ 独立行政法人の前身組織である特殊法人等の設立当時の給与の支給基準が高めに設定されており、その支給基準を引き続き用いていること。

このうち、①及び②については、一部の法人において、職員の在職地域や学歴構成を反映させたラスパイレス指数を参考値として公表している(資料3の「参考」参照)。

(注2) 「法人基準年齢階層ラスパイレス指数」は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成をウェイトに用いて加重平均した指数であり、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の独立行政法人の給与水準を表すものである。

なお、規模の小さい法人にあっては、人事交流等による職員分布の変化によって、ラスパイレス指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる上で留意することが必要である。

(注3) 高等専門学校教員については、比較対象の国家公務員がなくなったことから、独立行政法人化直前の教育職俸給表(四)適用職員の給与水準と比較することとした。

4 給与、報酬等支給総額(資料4)

平成16年度の各法人の給与、報酬等の支給状況の総額をみると、約6割の法人において前年度(平成15年度)に比べ減少している状況にあり、法人全体で 52,299,647 千円 (5.0%減) の減少となっている。

〔給与、報酬等支給総額〕

	平成16年度	平成15年度	比較増▲減	
	千円	千円	千円	%
給与、報酬等支給総額	988,939,648	1,041,239,295	▲52,299,647	▲5.0
(参考)	千円	千円	千円	%
最広義人件費総額	1,271,134,391	1,305,170,996	▲34,036,605	▲2.6

(注) 1 給与、報酬等支給総額は、全ての役員(常勤・非常勤)及び全ての常勤職員(在外職員、任期付職員及び再任用職員を含む。)に対し各年度中に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当及び退職手当(支給該当者がいる場合)の合計額である。

2 最広義人件費には、給与、報酬等支給総額のほか、退職手当引当金繰入額、法定福利厚生費、共済組合等の負担金、非常勤職員や臨時職員等に支給した給与が含まれる。なお、平成16年度中に特殊法人等から独立行政法人に移行した法人の中には、独立行政法人会計基準に基づき退職給付引当金の計上基準を変更したことに伴い平成16年度の最広義人件費総額が増加した法人もある。